



平成 22 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社インターアクション
 代表者名 代表取締役社長 木地 英雄
 (コード番号 7725 東証マザーズ)
 問合せ先 常 務 取 締 役 中 瀧 明 男
 電話番号 045-788-8373
 U R L <http://www.inter-action.co.jp>

自己新株予約権の処分に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり、自己新株予約権（平成 21 年 11 月 6 日に発行され、平成 22 年 1 月 7 日に当社が取得し保有している第 5 回新株予約権、以下、「本新株予約権」といいます。）の処分について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

本新株予約権（第 5 回新株予約権）

(1)	処分期日	平成 22 年 5 月 27 日
(2)	処分新株予約権数	624 個
(3)	処分価額	総額 1, 447, 056 円（新株予約権 1 個につき 2, 319 円）
(4)	当該処分による 潜在株式数	12, 480 株
(5)	資金調達の額 （新株予約権の行使に際して出資される財産の額）	資金調達の額 301, 341, 456 円 （内訳）新株予約権処分価額分： 1, 447, 056 円 新株予約権行使価額分： 299, 894, 400 円 （発行諸費用概算額控除後の差引手取概算額： 282, 341, 456 円）
(6)	行使価額	24, 030 円
(7)	行使期間	平成 22 年 5 月 27 日から平成 23 年 11 月 5 日まで （本新株予約権発行時の当初の行使期間： 平成 21 年 11 月 6 日から平成 23 年 11 月 5 日まで）
(8)	募集又は処分方法 （処分先含む。）	ドリーム 3 号投資事業有限責任組合を処分先とする第三者割当方式
(9)	その他処分自己新株予約権に関して投資判断上重要又は必要な事項	①割当先の権利義務の処分先への承継 本新株予約権の発行時に締結した当初割当先との割当契約に基づき、当初割当先の権利義務は本新株予約権の処分先に承継されます。 ②新株予約権の行使指示 処分先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で所有する本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場

		<p>合には当社から処分先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズ市場における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の100%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の10%を上限に、処分先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・マザーズ市場における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、処分先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・マザーズ市場における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、処分先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 <p>上記行使指示を受けた処分先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>③新株予約権の取得 当社は、20取引日前までの事前通知により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、1個につき1個当たりの払込価額である2,319円で取得することができます。</p> <p>④株式の貸借 当社の特別利害関係者(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イに定義されます。)と処分先との間で株式貸借契約はありません。</p> <p>⑤処分後の自己新株予約権</p> <table data-bbox="624 1308 1369 1424"> <tr> <td>今回の処分新株予約権数</td> <td>624個 (12,480株)</td> </tr> <tr> <td>処分後の当社が所有する自己新株予約権数</td> <td>1,455個 (29,100株)</td> </tr> </table>	今回の処分新株予約権数	624個 (12,480株)	処分後の当社が所有する自己新株予約権数	1,455個 (29,100株)
今回の処分新株予約権数	624個 (12,480株)					
処分後の当社が所有する自己新株予約権数	1,455個 (29,100株)					

2. 処分の目的及び理由

(1) 本新株予約権の処分の目的及び理由

① 本新株予約権の処分の目的

当社グループの事業内容及び戦略を理解する投資者より、当社グループの中長期事業戦略(※)実現に向けた組織の構築や提携先からの製品購入のための資金を調達することを目的としております。

※中長期事業戦略は、平成21年5月期決算説明会において公表し、当社ホームページに掲載しております。

(ホームページアドレス ; <http://www.inter-action.co.jp/news/090717setumeikaisiryoku.pdf>)

< 中長期事業戦略の骨子 >

収益体質を構築するため、既存事業である光源ビジネスにおいては確実な売上を確保しつつ、組織体制の合理化と営業体制の強化を進め、新規事業の早期確立を図ることを目指しております。

新規事業の早期確立のため、中長期的な販売戦略の3要素として、

- 1) 世界トップクラスの中国企業で製造される安価で高品質の太陽光発電関連製品を日本で展開すること
- 2) 自社企画・開発製品及び安価で高品質のOEM製品をワールドワイドに展開すること
- 3) 太陽電池検査装置やソーラー・LED応用製品等の省エネ製品を融合し、「総合省エネソリューション」として提供することを掲げております。

新規事業の早期確立のため、次に掲げる通り、グループ各社の役割分担を明確にしております。

株式会社インターアクション (当社)	製品企画開発 欧米への市場展開 販売サポート窓口
株式会社B I J (当社連結子会社)	日本への市場展開 販売チャネル構築 保守サポート体制確立
西安朝陽光伏科技有限公司 (中国現地法人、当社連結子会社)	中国トップクラスのOEM製品の調達 品質管理及び生産管理の強化 中国市場への展開

< 中長期事業戦略の進捗及び資金繰の状況 >

当社グループは、中長期事業戦略の骨子について変更しておりませんが、平成21年10月21日に開示した資金使途については、資金調達状況に応じ変更しております(ご参照：平成22年5月27日付け「資金使途の変更に関するお知らせ」)。

既存事業である光源ビジネスにおいては、確実な売上を確保するため、半導体メーカーの稼働率改善を受けたメンテナンスサービスの取り込みや、設備投資計画の再開を見据えた光源装置本体への先行的受注の獲得に努めております。光源ビジネスについては、組織体制の合理化のため、平成21年1月に熊本事業所及び京都営業所の閉鎖並びに人員削減を決定し、大幅な固定費の削減を行っております。受注状況については、平成21年の初頭を底に、緩やかな回復傾向にあります。光源ビジネスは、半導体メーカーの設備投資動向に大きく影響されるものの、依然として当社グループの収益の柱となっております。

しかしながら、当社グループは、光源ビジネスに過度に依存することなく、継続的安定的に収益を計上できる企業となるため、新たな収益の柱となる新規事業の早期確立を目指しております。

このための取組みとして、太陽光発電関連製品につきましては、平成21年3月に、中国において連結子会社である西安朝陽光伏科技有限公司を設立し、当社グループが保有する太陽電池製造・検査技術の海外市場への展開を開始いたしました。平成21年4月には、ソーラーシミュレーターの販売において、中国国内でトップシェアを有するG s o l a r P o w e r社と販売代理店契約を締結し、中国及び日本での販売を開始しました。平成21年8月には、太陽光発電モジュールの生産・販売において世界トップクラスの実績を有する、インリーグリーンエナジーホールディング(以下「インリー社」といいます。)

との間で、太陽光発電モジュールの販売に関する業務提携契約を締結いたしました。平成21年11月には、連結子会社である株式会社B I J（以下「B I J」といいます。）を通して、「インリーソーラー」（※1）製品を採用した住宅用太陽光発電システムの国内代理店への供給を開始いたしました。同じく平成21年11月には、太陽光発電モジュール用ラミネーターの導入実績において中国国内で累計60%以上のトップシェアを有するO r i e n t社と販売代理店契約を締結し、同社製太陽光発電モジュール用ラミネーターの販売を開始いたしました。平成22年1月には、E L技術（※1）を用いた太陽電池向け検査につき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学より実施権を取得いたしました。

※1「インリーソーラー」は、インリーグリーンエナジーホールディングの販売する太陽光発電モジュールの商標名です。

※2「E L技術」とは、エレクトロ ルミネッセンス（E L）現象を利用し、太陽電池ウエハー内部のマイクロクラックや断線などの不良を検出する検査技術のことです。

このような提携先の開拓及び体制の構築を踏まえ、川上の太陽光発電セル・モジュールから川下の住宅用太陽光発電システムまで、また、太陽光発電に関する検査装置まで、取扱製品の拡大を図りました。

一方、ソーラー・L E D応用製品につきましては、平成22年2月に、中国西北地区最大規模のL E D照明に関する研究開発施設・生産基地を保有し、道路照明、トンネル照明、室内照明や景観照明等、用途に応じた製品を取り扱う西安立明電子科技有限責任会社と販売総代理店契約を締結いたしました。

これらの製品に関しては、平成22年5月期第3四半期連結累計期間においては売上高への貢献は未だ少額に留まっているものの、世界的な市場の拡大があり、引き合いも増加していることから、製品購入代金や組織体制構築費用など資金面での制約を克服することで、売上高貢献を伴う新規事業として確立することが十分に可能であると判断しております。

資金繰りの状況としては、太陽光発電モジュールやソーラーシミュレーターなどの提携先製品の輸入から売掛金回収までの資金及び販売チャネル及び保守サポート体制構築のため先行投下する人件費・諸経費等について、これまでは自社保有資金より支出しておりますが、これらの製品の取扱高を増やすため、間接金融、直接金融の両面から外部資金の調達に取り組んでおります。

② 本自己新株予約権の処分の理由（処分に至る経緯）

当社は、平成21年10月21日に、適時に資金を確保し中長期事業戦略実現のスピードアップを図ることで、太陽電池関連産業の世界的な拡大の流れにキャッチアップするとともに、経営成績及び財政状態を改善し既存株主様の利益を図ることを目的として、第三者割当による第5回及び第6回新株予約権の発行及び割当先とのコミットメント条項付き第三者割当契約の締結について決議し、平成21年11月6日（以下「割当日」といいます。）には、各割当先より発行価額の総額の払込があり、第5回及び第6回新株予約権を発行いたしました。

その後、第5回及び第6回新株予約権のいずれも権利の行使がなく推移いたしました。平成21年12月4日、当社は、このうちの第5回新株予約権については、割当日以降当社株価が概ね当該新株予約権の行使価額を下回って推移したことなどから、当初想定していた適時の資金確保が必ずしも期待できない状況となり、また、当該新株予約権が行使され

ないまま割当先のもとに留まる間は当社株式への潜在的な売り圧力として留まるおそれがあるため、資金調達策を再検討し当社株式の適正な市場価格の形成を図るため、平成22年1月7日（以下「取得日」といいます。）をもって残存する第5回新株予約権の全部を、取得条項に基づき発行価額と同額で取得することとし、消却又は譲渡されるまでの間、自己新株予約権として保有し、株主価値の最大化を前提に、市場動向を勘案しつつ、消却又は新たな投資者への譲渡を検討することとし、その方針の詳細は決定し次第、随時開示することといたしました。

なお、第6回新株予約権については、行使については割当日より行使を請求する日までの各四半期決算において営業黒字を計上して初めて、行使できるものとする旨の条件を定めており、本日時点ではまだこの条件が満たされていないため、権利の行使はありませんが、四半期決算における営業黒字化達成後の適時の資金確保に資するものであること、また、当社の筆頭株主かつ代表取締役社長である木地英雄を割当先としており、木地英雄氏が安定株主として中長期的に保有する方針であることを考慮し、取得の対象とはしていません。

第5回新株予約権については、取得日までに割当先より以下の通り権利の行使がありました。

割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
行使された日	平成22年1月5日
行使された新株予約権	2個
行使された割当株式数の総数	40株
1株当たり払込金額	24,030円
合計払込金額	961,200円

当社は、平成21年12月4日の取締役会決議に基づき、平成22年1月7日に割当先より残存する第5回新株予約権を取得しております。

新株予約権の名称	株式会社インターアクション 第5回新株予約権
取得する新株予約権の数（株数）	取得日に残存する未行使の新株予約権の全部の個数 （同日現在において2,079個（41,580株））
取得価額	新株予約権1個当たり2,319円
取得価額総額	取得日に残存する未行使の新株予約権の全部の個数に上記取得価額を乗じた金額 4,821,201円
取得日	平成22年1月7日

当社は、保有する自己新株予約権について、株主価値の最大化を前提に、市場動向を勘案しつつ、消却又は新たな投資者への譲渡を検討してまいりましたが、新たな投資者から本自己新株予約権処分の打診があったこと、資金を獲得し新規事業の早期確立を図ることにより株主価値の最大化を図ることが可能であると考えられること等を踏まえ、当社グループの事業内容及び戦略を理解する投資者より、当社グループの中長期事業戦略実現に向けた組織の構築や提携先からの製品購入のための資金を調達することを目的に、本新株予約権のうち624個（12,480株）を処分することといたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、中長期事業戦略実現のための資金調達について、間接金融、直接金融の両面から検討し、取組んでまいりました。

間接金融については、現在当社グループが3期連続の最終赤字を計上し、そこからの収益回復傾向について、底打ちはしているものの緩やかな回復傾向に留まっていること等から、新規事業資金の借入については、金融機関様からは必ずしも十分なお支援を頂けない状況にあります。平成22年5月期第3四半期連結累計期間の財務活動による連結キャッシュ・フローの実績としては、社債償還及び借入金返済による支出が765百万円であったのに対して、新規借入による収入は150百万円に留まっており、差引615百万円の支出超過となっております。

直接金融については、当社グループの中長期事業戦略をご理解いただき、かつ第三者割当増資の割当先となりうる事業会社に接触する等、様々な方法で調達の可能性を探ってまいりました。第三者割当増資については、割当時点で資金が払い込まれることから、直接金融による資金調達方法としては、望ましい方法であると考えられます。しかしながら、接触した事業会社のうち、事業領域の近い会社については未だ業況回復が十分でなく投資余力に乏しいことなどから、また、その他の事業会社については当社グループの中長期事業戦略についてはご理解いただいたものの、出資後の役員人事をめぐる見解の相違などを解消できなかったことなどから、出資の合意を得るまでには至りませんでした。

一方、新株予約権については、当社は、平成21年11月6日に第5回及び第6回新株予約権を発行したものの、第5回新株予約権については、行使が40株に留まり、現在は当社が取得し自己新株予約権として保有しております。また、第6回新株予約権については行使条件が成就していないため、これまでの行使はありません。新株予約権については、行使されるまでは会社が資金を獲得できないとの制約があり、行使の蓋然性が高い引受先の獲得が重要であります。当社は、新株予約権の処分については、行使の蓋然性が高く資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、複数の処分先候補と接触を重ね、検討を進めてまいりました。

その中で、今回、当社代表取締役の知人である古川勝博氏が代表取締役であるフレンドリー・パートナーズ株式会社より当社の資本戦略アドバイザーとして紹介されたドリーム・アセット・マネジメント株式会社がアレンジするファンドについては、当社グループの中長期事業戦略をご理解いただき、かつ後述の「6.(2) 処分先を選定した理由」(14～16頁)に記載の通り行使の蓋然性が高いと考えられることから、同ファンドを処分先とする自己新株予約権処分を現時点において最も望ましい資金調達方法であると判断し、選定いたしました。

<本新株予約権の特徴について>

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と目的株式数を固定することにより、既存株主様の株主価値の急激な希薄化を抑制するとともに、市場株価が行使価額を上回って推移しなければ行使が促進されないことから、資金調達のためには株価の上昇につながる経営努力を先行させなければならない仕組みとなっております。

その他、本新株予約権には、以下の特徴があります。なお、以下の特徴のうち、②行使指示条項1)は今回新たに処分先との特約として合意したものでありますが、その他の特

徴については、発行時からの変更はありません。

①行使価額及び目的株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について、市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び目的株式数の双方が固定されていることから、既存株主様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。

発行当初から行使価額は24,030円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、今回処分する本新株予約権の目的株式数も12,480株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び目的株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

②行使指示条項

本新株予約権の処分先には、以下の行使指示条項が適用されます。

当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が、以下のとおり本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が、本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた処分先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

行使の上限となる当社普通株式の出来高数に連動した一定個数については、次のとおりとなっております。

- 1) 当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の100%を超過した場合
本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の株式会社東京証券取引所における当社株式の出来高の10%にもっとも近似する株式数となる個数(本新株予約権の1個当たりの目的となる株式数未満は四捨五入)
- 2) 当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合
本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の株式会社東京証券取引所における当社株式の出来高の15%にもっとも近似する株式数となる個数(本新株予約権の1個当たりの目的となる株式数未満は四捨五入)
- 3) 当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の当初行使価額の150%を超過した場合

本新株予約権 1 個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の 20% にもっとも近似する株式数となる個数(本新株予約権の 1 個当たりの目的となる株式数未満は四捨五入)

但し、行使指示は、2 日続けて行うことはできず、行使指示を行った場合でも、行使を行う本新株予約権の個数に、新株予約権 1 個当たりに付与される株式数を乗じ、得られた株数に、本新株予約権の行使価額を乗じた金額が、20 百万円を超えてはならないものとなっております。

③取得条項

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は、20 取引日前までの事前通知により、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

かかる取得条項により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の処分後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、かかる取得条項により本新株予約権の取得を行うことにより、特定のものに利益を得させることや、市場の株価に影響を与えることとなる恐れもあることから、今後、当社は、特定のものに利益を得させることや、市場の株価に影響を与えることがないよう、十分な考慮を行い、本新株予約権の取得については慎重な判断を行ってまいります。

当社は、取得条項による本新株予約権の取得を、事業戦略の進捗により将来的な資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合に限ることといたします。また、本新株予約権が当社株式への潜在的な売り圧力になるおそれがあるという理由での取得は行いません。

④譲渡制限

本新株予約権は、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、処分先から第三者へは本新株予約権のままでは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、処分先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記②記載の行使指示条項(ただし②1)を除く)を含む処分契約上の処分先の地位が、譲渡人にも承継されます。

(3) 内在するリスク

①本新株予約権の行使が予定通り進まないリスク

処分先は、本新株予約権の行使につき、前向きな姿勢であります。処分先の資金調達が何らかの要因で予定通り行われなかった場合、また、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が行われないうリスクがあります。

さらに、本新株予約権における割当契約により、5 連続取引日終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 100% を超過する日における出来高の約 10%、130% を超過する日における出来高の約 15%、並びに 150% を超過する日における出来高の約 20% の株式数となる個数を上限として、1 回につき 20 百万円を超えない額において行使指示ができるものとしておりますが、超過する日における出来高が小さければ希望する資金の調達が行われ

ないリスクがあります。

上記のリスクのとおり、当社の資金需要に応じた行使が行われなかった場合は、次の②のリスクがあります。

②中長期事業戦略が実現されないリスク

新株予約権が行使されないため資金調達ができず、中長期事業戦略実現のための組織の構築や提携先からの製品購入がなされなかった場合、当社の当連結会計年度以降の収益計画に影響する可能性があります。

その場合、当社は、新たな借入先からの借入を行うなど資金調達策を変更し、また施策実施順序の組替や提携先との契約見直しなど戦略実現のための戦術の変更を行うことといたします。

③株式価値の希薄化リスク

本新株予約権が全て行使された場合の新株式の最大増加数は 12,480 株となります。これは、本日現在の発行済株式数 63,881 株に対し 19.54%に相当し、1 株当たりの株式価値の希薄化が起こります。

本新株予約権が行使されないまま処分先のもとに留まる間は当社株式への潜在的な売り圧力となるおそれがありますが、本新株予約権発行から取得までの潜在株式数 41,620 株（発行済株式総数の 65.19%）に比べ今回の処分による潜在株式数は 12,480 株（発行済株式総数の 19.54%）であり、少ない株数（割合）となっていることから、これまでの新規事業早期確立に向けた取組みと今後の見通しを踏まえ、成果を挙げることによって、株式価値の希薄化を回避することが可能であると考えております。

④当社の企業運営における大株主の影響について

本新株予約権の処分先は、純投資を目的としております。

今回処分する本新株予約権が全て行使された場合は、処分先の持株比率は 16.34%となります。同社は純投資目的の投資家であることから、当社の経営及び運営に影響を与える可能性は高くないものと判断しておりますが、今後何らかの要因が生じた場合、当社の運営及び業績等に影響を与える可能性があります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

項目	金額
新株予約権処分による調達額	1,447,056 円
新株予約権の行使による調達額	299,894,400 円
処分諸費用の概算額	19,000,000 円
差引手取概算額	282,341,456 円

(注) 1. 本新株予約権の処分諸費用の概算額内訳

仲介手数料 15 百万円（本新株予約権の行使が行われて実際に払込みを受けた後、仲介先であるフレンドリー・パートナーズ株式会社に支払う報酬金額の小計であります。）、価格算定費用 1 百万円、登録免許税 1 百万円、その他 2 百万円

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、及び当社が取得した新株予約

権を消却した場合には、上記金額が減少いたします。

3. 処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

当社グループは、次のとおり調達資金を活用することを予定しております。

	具体的な使途	金額(注)1.	支出予定時期
①	B I J 関係：太陽電池検査装置及び太陽光発電モジュールの仕入代金支払から売掛金回収までの運転資金	166 百万円	平成 22 年 6 月 ～平成 23 年 11 月
②	B I J 関係：販売チャネル及び保守サポート体制構築のため先行投下する人件費・諸経費	56 百万円	平成 22 年 6 月 ～平成 23 年 11 月
③	西安朝陽関係：現地法人への追加出資金（その一部を中国でのOEM製品の調達・品質管理・生産管理の体制構築及び中国市場販売チャネル構築のための人件費・諸経費として先行投下）	60 百万円	平成 22 年 6 月 ～平成 23 年 3 月
	合 計	282 百万円	

(注) 1. 調達資金は具体的な使途①から③までに充当します。

2. 資金の調達時期及び中長期事業戦略上の優先順位等を考慮し、第5回新株予約権発行時の使途及び支出時期を見直しております。

①B I J 関係：太陽電池検査装置及び太陽光発電モジュールの仕入代金支払から売掛金回収までの運転資金

当社グループは、新規事業の早期確立のため、中長期的な販売戦略として、世界トップクラスの中国企業で製造される安価で高品質の太陽光発電関連製品を日本で展開することを第一に掲げており、具体的な使途①については、このための中核となる資金使途であることから、中長期事業戦略上の優先順位としては、具体的な使途のうち最も優先順位の高いものと位置づけております。

当社グループは、平成 21 年 10 月 21 日に開示した資金使途においては、太陽電池検査装置については平成 22 年 5 月までに年間売上高 2 億円までの事業規模とすることを目指し、太陽光発電モジュールについてはインリー社からの供給契約枠 5 メガワットを全て活用した場合の事業規模が総額で 20 億円を超えるものと見込まれることから、平成 22 年 5 月までに 515 百万円の運転資金が必要となると計算し、その資金を第 5 回新株予約権の行使払込から充当することを予定しておりました。

しかしながら、実際の行使払込は少額に留まり、予定した資金の充当は行うことができず、また、新規事業による売上高への貢献も、これまでのところ少額に留まりました。これまでの支出の実績は、自社保有資金より 78 百万円となっております。

よって、当社グループは、これまでの新規事業の進捗状況及び今後の資金調達見込みを踏まえ、第 5 回新株予約権行使払込による資金使途を見直すことといたしました。

本件に関わる新規事業の年間売上高 1.7 億円規模の達成を 2 年後の平成 24 年 5 月期までとし、必要な運転資金 515 百万円は、自社保有資金からの充当も含め、それまでに確保することといたします。年間売上高 1.7 億円規模を達成したのち、引き続きインリー社からの供給契約枠に応じた売上高 20 億円の達成を目指してまいります。

また、2 年後の目標達成までのステップとして、平成 23 年 5 月期までに年間売上高 7 億円規模の達成を図ることとし、自社保有資金からの充当とは別に、第 5 回新株予約権の行使払込により、平成 22 年 6 月から平成 23 年 11 月までに 166 百万円を充当することを予定いたします。行使払込が予定通り行われなときは、自社保有資金からの充当や他の資金調達策を検討し、必要な資金の確保に努めてまいります。

② B I J 関係：販売チャネル及び保守サポート体制構築のため先行投下する人件費・諸経費

当社グループは、新規事業の早期確立のため、中長期的な販売戦略として、世界トップクラスの中国企業で製造される安価で高品質の太陽光発電関連製品を日本で展開することを第一に掲げており、具体的な使途①はこのための中核となる資金使途であります。そのためには付随して具体的な使途②が必要となります。よって、中長期事業戦略上の優先順位としては、具体的な使途のうち具体的な使途①に次ぐ優先順位のものとして位置づけております。

当社グループは、平成 21 年 10 月 21 日に開示した資金使途において、太陽電池検査装置及び太陽光発電システムの販売チャネル及び保守サポート体制を構築するため、平成 21 年 11 月から平成 22 年 5 月までに 112 百万円を人件費・諸経費として先行投下する必要があると計算し、その資金を第 5 回新株予約権の行使払込から充当することを予定しておりました。

しかしながら、実際の行使払込は少額に留まり、予定した資金の充当はできなかったため、自社保有資金より平成 21 年 11 月から平成 22 年 5 月までに約 56 百万円を支出し、カタログ作成や展示会出展などの諸経費も含めて最小限度の販売チャネル及び保守サポート体制の構築を行っております。これまでの新規事業の進捗状況及び今後の資金調達見込みを踏まえつつ、依然として不足する国内代理店募集などの諸経費を含めた体制構築費用のため、第 5 回新株予約権の行使払込を前提に、平成 22 年 6 月から平成 23 年 11 月までに 56 百万円を充当することを予定いたします。当社予定していた体制構築がこれまでに終了していないため、平成 23 年 11 月まで支出予定時期を延長しております。行使払込が予定通り行われなときは、自社保有資金からの充当や他の資金調達策を検討し、必要な資金の確保に努めてまいります。

③ 西安朝陽関係：現地法人への追加出資金（その一部を中国での O E M 製品の調達・品質管理・生産管理の体制構築及び中国市場販売チャネル構築のための人件費・諸経費として先行投下）

当社グループは、新規事業の早期確立のため、中長期的な販売戦略として、自社企画・開発製品及び安価で高品質の O E M 製品をワールドワイドに展開することを第二に掲げており、具体的な使途③はこのための資金使途であります。よって、中長期事業戦略上の優先順位としては、具体的な使途のうち具体的な使途①及び②に次ぐ優先順位のものとして位置づけております。

当社は西安ハイテク区との合意に基づき平成 23 年 3 月までに累計 2 億円の出資を要請されております。当社は、平成 21 年 3 月に西安朝陽光伏科技有限公司を設立した際、40 百万円を出資しておりますが、今回調達する資金から 60 百万円を平成 23 年 3 月までに追加出資金として充当することといたします。追加出資金として必要な残額の 1 億円の調達については、自己資金もしくは外部からの調達を含め、平成 23 年 3 月までに資金手当の決定を行うことといたします。

平成 21 年 10 月 21 日に開示した資金使途では、平成 21 年 11 月から平成 23 年 3 月までに 160 百万円を充当することとしておりましたが、以上のとおり変更いたします。

なお、平成 21 年 10 月 21 日に開示した資金使途におけるその他の具体的な使途の変更については本日付で開示した「資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、「2. 処分の目的及び理由 (1) 本新株予約権の処分の目的及び理由」に記載したとおり、適時の資金調達が中長期事業戦略の実現のためには必要不可欠なものであり、当社グループの収益改善に繋がるものであります。

したがって、当社グループの企業価値の向上及び既存株主様の持分価値の向上に繋がるものと認識しており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠

本新株予約権の処分価額については、本新株予約権の発行要項及び処分契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関による評価書を参考に、処分先との交渉も踏まえ、1 個当たりの処分価額を 2,319 円 (1 株当たり 115.95 円) といたしました。前回発行時の発行価額と同じであります。

なお、本新株予約権の処分価額については、法令・定款に違反せず、本新株予約権の発行要項及び処分契約に定められた諸条件を踏まえ、合理的かつ適切な価額であると判断しております。当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。

新株予約権の処分については、新株予約権の発行時とは異なり、会社法第 238 条の規定の適用はありませんが、当社は、新株予約権の発行時の手続に準じて、処分価額の算定を行っております。

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成 21 年 10 月 20 日)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値 26,700 円を基に、0.9 を乗じて 1 株 24,030 円に決定されており、固定されております。なお、処分日前日の終値 (19,000 円) と比較して 126.5%となっております。

当社全監査役 3 名より構成される監査役会より、処分価額が法令・定款に違反せず、合理的かつ適切な価額であるとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は12,480株であり、平成22年5月27日現在の当社発行済株式総数63,881株に対し19.54%（平成22年5月24日現在の当社議決権個数60,125個に対しては20.76%）に相当し、これによって1株当たりの株式価値が希薄化いたします。

それにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保し、かつ今後も継続的安定的に収益を計上していく企業となるためには、当該規模の資金調達が必要であると考えております。現在当社グループは3期連続の最終赤字を計上し、そこからの収益回復傾向について、底打ちはしているものの緩やかな回復傾向に留まっていること等から、新規事業資金の調達については、間接金融については金融機関様からは必ずしも十分なお支援を頂けない状況にあり、直接金融によらざるを得ない状況にあります。

本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり24,030円であり、平成21年5月期の1株当たり純資産額16,514.17円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

当社グループの過去3期の1株当たり当期純利益は、平成19年5月期△705.59円、平成20年5月期△2,782.20円、平成21年5月期△17,023.75円と、いずれもマイナスに留まっております。調達した資金を収益性の高い項目に厳選して投下し、新規事業の早急な立ち上げと確立を図り、最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

前述の〈本新株予約権の特徴について〉に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得することができます。

したがいまして、当社といたしましては、本新株予約権の処分が、既存株主様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

(平成 22 年 5 月 24 日現在)

(1) 名称	ドリーム 3 号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都千代田区神田錦町 3 - 1 9 神田錦 NR ビル 6 階	
(3) 設立根拠等	有限責任組合法に基づく投資事業有限責任組合	
(4) 組成目的	株式への純投資	
(5) 組成日	平成 22 年 5 月 18 日	
(6) 出資の総額	310,000,000 円 (予定) なお、平成 22 年 5 月末時点での出資金は 50,000,000 円となっております。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	98% 個人 5 名 1% 法人 1 名 1% 無限責任組員	
(8) 無限責任組員の概要	名 称	モダンパス合同会社
	所 在 地	東京都千代田区神田錦町 3 - 1 9 神田錦 NR ビル 6 階
	代 表 者 の 役職・氏名	代表社員 勝山 博文
	事 業 内 容	投資事業
	資 本 金	100,000 円
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上 場 会 社 と 当 該 無 限 責 任 組 員 と の 間 の 関 係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該無限責任組員へは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該無限責任組員の出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(2) 処分先を選定した理由

当社は、今般の本新株予約権処分にあたり、行使の蓋然性が高く資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、複数の処分先候補と接触を重ね、検討を進めてまいりました。その結果、資金的裏付けの確実性、当社の事業内容や中長期事業戦略に関する理解の程度、新株予約権の行使に留まらない将来的な投資者候補としての可能性、などを考慮し、現時点では最も望ましい投資者であると判断し、処分先を選定させていただきました。

処分先であるドリーム3号投資事業有限責任組合は、当社の資本戦略アドバイザーであるドリーム・アセット・マネジメント株式会社のアレンジにより組成され、株式の購入・売却等を行うことを目的に設立された純投資を行うファンドです。処分先とドリーム・アセット・マネジメント株式会社とは、人的・資金的関係は有しません。

当社は、当社の代表取締役の知人である古川勝博氏が代表取締役であるフレンドリー・パートナーズ株式会社より、当社の資本戦略アドバイザーであるドリーム・アセット・マネジメント株式会社を紹介されております。同社は、古川勝博氏により2005年3月に中小上場企業・未公開企業への投資支援・経営支援を行う会社として設立され、上場企業への投資を行う投資事業有限責任組合の運営等の実績を有しております。同社及び古川勝博氏と処分先とは、人的・資金的関係はありません。

処分先であるドリーム3号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるモダンパス合同会社は、他の上場会社に出資するファンドの運用経験を有しており、また、当社の経営方針や株価動向について理解していただいております。処分先のその他の出資者である有限責任組合員は、一般個人及び当社とは事業上の関係を持たない法人ですが、組合員の皆様には、当社の基本方針をご理解頂いております。処分先とその出資者である組合員との投資事業有限責任組合契約においては、解散、死亡、破産、除名、その他やむを得ない理由以外での脱退ができず、脱退組合員に対する分配は、清算人による清算の場合を除いて現金により分配されることとなっております。

なお、処分先からは、同組合、組合員及び特別利害関係者が反社会的勢力との関係を有さない旨の確認書を受領しております。当社においても、過去の新聞記事等の検索、調査会社の調査等により、処分先、処分先の組合員及び特別利害関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認いたしており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

処分先について、以下の①、②を踏まえ、前回以上に権利行使がなされる蓋然性が高い処分先であると判断しております。

- ① 無限責任組合員からは、ドリーム3号投資事業有限責任組合は、ドリーム2号投資事業有限責任組合の組合員より募集し、またそこで得られた余剰資金を移管し、組成する、との説明を受けております。

ドリーム2号投資事業有限責任組合の投資実績については、東証2部上場企業である価値開発株式会社の開示資料及び同社に関する同組合の大量保有報告書により確認しております。同組合は、平成21年9月に転換社債1.5億円、新株予約権2.4億円(9,060,000株)を引き受けております。同組合は当初割当時点で転換社債を引き受けることで、会社に1.5億円の資金を提供しております。また、新株予約権についても、平成22年3月17日までの約6ヶ月間に、このうちの75%(6,795,000株)を既に行使しており、会社に1.8億円の払込を行っております。

このような実績を踏まえ、同じ組合員から募集され組成されたドリーム3号投資事業有限責任組合については、権利行使がされる蓋然性が高いと判断しております。

- ② 当社は、ドリーム3号投資事業有限責任組合との新株予約権売買契約において、権利行使の蓋然性を高める特約を合意しております。

当社は、当初割当先との間で締結した割当契約における割当先の地位が処分先に引継がれるため、処分先に対して、マザーズ市場における5連続取引日の終値単純平均が行使価

額の 130%を超過した場合は当該日の出来高の 15%を上限として、同じく 150%を超過した場合は当該日の出来高の 20%を上限として、処分先に行使を指示することができます。

これらの行使指示条項に加えて、当社は、今回の処分先との間で、マザーズ市場における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 100%を超過した場合は当該日の出来高の 10%を上限として処分先に行使を指示することができるの特約を締結しております。

(3) 処分先の保有方針

処分先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

(4) 処分先の払込に要する財産の存在について確認した内容

処分先であるドリーム 3 号投資事業有限責任組合は、株式への純投資を目的に新たに設立されたファンドです。したがって、払込に要する財産の存在については、払込日の直前までは確認できません。当社は、ドリーム 3 号投資事業有限責任組合の組合員の過去の投資実績と現在のご活躍の状況と法人においては公表されている範囲の財務状況から、本新株予約権の処分価額と行使払込財産の価額との合計額に相当する 301 百万円について、払込みに十分な資力を有すると判断いたしました。

また、組合員間で締結された組合出資契約書の写しを入手し、当該契約において組合員が組合への出資義務を負うことを確認したことにより、割当先の資金調達が確実であることを確認いたしております。

処分先であるドリーム 3 号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるモダンパス合同会社については、その代表社員である勝山博文氏より、合同会社の代表社員としての業務を行うために十分な資産の裏付けを有することを、直近の個人の預金残高証明書の提示を受ける等の方法により確認しております。

(5) 株式貸借に関する契約

当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 1 項第 31 号イに定義されます。）と処分先との間での株式貸借契約はありません。

(6) その他重要な契約等

当社が処分先との間で締結した処分に関する契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、処分先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 処分後の大株主及び持株比率

割当前（平成 21 年 11 月 30 日現在）		
株主名	持株数	持株比率
木地 英雄	14,203 株	22.24%
栗村 昌昭	2,629 株	4.11%
日本証券金融株式会社	637 株	0.99%
木地 伸雄	526 株	0.82%
蓮見 正純	500 株	0.78%
株式会社横浜銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	500 株	0.78%
安本 彰雄	476 株	0.74%
木地 貴雄	465 株	0.72%
木地 照子	401 株	0.62%
木地 千恵子	400 株	0.62%

- (注) 1. 上記大株主構成等は、平成 21 年 11 月 30 日現在の株主名簿を基に作成しております。
2. 今回処分される本新株予約権は、行使までは潜在株式として処分先にて保有されます。行使期間は平成 23 年 11 月 5 日までとなっております。今後処分先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
3. 本新株予約権の処分先による行使状況及び行使後の株式保有状況については、現時点では未確定のため、処分後の株主名、持株数及び持株比率は表示しておりません。

8. 業績への影響の見通し

本新株予約権の処分によって調達する資金は、当社の新規事業の運転資金等及び財務体質の改善のために充当する予定と致しておりますが、現時点において本件が平成 22 年 5 月期連結及び個別業績へ与える影響は軽微であると考えております。なお、本新株予約権が行使され、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは行っておりません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成19年5月期	平成20年5月期	平成21年5月期
売上高（百万円）	1,909	1,724	702
営業利益（百万円）	13	△159	△603
経常利益（百万円）	24	△226	△652
当期純利益（百万円）	△43	△169	△1,028
1株当たり当期純利益（円）	△705.59	△2,782.20	△17,023.75
1株当たり配当金（円）	500.00	—	—
1株当たり純資産（円）	36,789.60	33,423.43	16,514.17

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成22年5月27日）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	63,881株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	7,595株	11.89%

(3) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況

（単位；円）

	平成19年5月期	平成20年5月期	平成21年5月期
始値	165,000	70,100	32,250
高値	212,000	107,000	43,350
安値	49,700	29,200	9,980
終値	70,800	32,850	32,100

②最近6ヶ月の状況

（単位；円）

	平成21年 11月	12月	平成22年 1月	2月	3月	4月
始値	26,250	18,310	20,840	19,650	22,100	29,510
高値	26,250	21,700	23,700	24,650	35,000	30,400
安値	18,700	17,800	18,010	19,600	22,100	26,500
終値	19,110	20,000	20,000	21,910	29,510	28,700

③処分決議日直前（平成22年5月26日）における株価（単位；円）

始値	18,600円
高値	19,010円
安値	18,600円
終値	19,000円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

本新株予約権（第5回新株予約権）

新株予約権の名称	株式会社インターアクション 第5回新株予約権		
発行期日	平成21年11月6日		
資金調達額	958,954,439円（差引手取概算額）		
発行価額	総額4,825,839円（新株予約権1個当たり2,319円）		
行使価額	24,030円		
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
発行した新株予約権の総数（株数）	2,081個（41,620株）		
当該募集による潜在株式数	41,620株		
現時点における行使状況（株数）	2個（40株）		
発行時における 資金使途 及び支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	B I J関係：太陽電池検査装置及び太陽光発電モジュールの仕入代金支払から売掛金回収までの運転資金	515百万円	平成21年11月～平成22年5月
	B I J関係：販売チャネル及び保守サポート体制構築のため先行投下する人件費・諸経費	112百万円	平成21年11月～平成22年5月
	西安朝陽関係：現地法人への追加出資金（その一部を中国でのOEM製品の調達・品質管理・生産管理の体制構築及び中国市場販売チャネル構築のための人件費・諸経費として先行投下）	160百万円	平成21年11月～平成23年3月
	西安朝陽関係：中国における都市のLED街灯化プロジェクトへの参入に要する材料費・人件費・諸経費	140百万円	平成22年1月～平成23年11月
	I A関係：光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費・人件費・諸経費	31百万円	平成21年11月～平成23年11月
	合計	958百万円	
現時点における充当状況	現時点における充当は太陽電池検査装置及び太陽光発電モジュールの仕入代金支払から売掛金回収までの運転資金へ1百万円であります。		

※ ①平成22年1月7日に、当社は、2,079個を割当先より取得し、自己新株予約権として保有しております。

※ ②平成21年10月21日に開示した資金使途から変更しております。

第6回新株予約権

新株予約権の名称	株式会社インターアクション 第6回新株予約権		
発行期日	平成21年11月6日		
資金調達額	197,900,000円（差引手取概算額）		
発行価額	総額1,650,000円（新株予約権1個当たり4,400円）		
行使価額	26,700円		
割当先	木地英雄氏		
発行した新株予約権の総数（株数）	375個（7,500株）		
当該募集による潜在株式数	7,500株		
現時点における行使状況（株数）	0個（0株）		
発行時における 資金使途 及び支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	I A関係：光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費・人件費・諸経費	148百万円	平成21年11月～平成24年11月
	I A関係：新規事業のため欧米代理店網を再構築するための人件費・諸経費	49百万円	平成21年11月～平成24年11月
	合計	197百万円	
現時点における充当状況	現時点における充当はありません。		

以上

ご参考) 今回処分する第5回新株予約権の発行時の発行要項

株式会社インターアクション第5回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社インターアクション第5回新株予約権 (以下本発行要項において「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 4,825,839 円
3. 申込期日 平成 21 年 11 月 6 日
4. 割当日及び払込期日 平成 21 年 11 月 6 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 41,620 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 20 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 2,081 個
8. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額 金 2,319 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、24,030円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未

満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所グループマザーズ市場（以下「マザーズ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成21年11月6日から平成23年11月5日（但し、平成23年11月5日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日の 6 営業日後の日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社インターアクション 経営管理部

21. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 金沢産業センター支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 2,319 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 21 年 10 月 20 日）のマザーズ市場における当社普通株式の終値 26,700 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご参考)

- 平成 21 年 10 月 21 日開示：第三者割当による第 5 回及び第 6 回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ
- 平成 21 年 11 月 6 日開示：第三者割当による第 5 回及び第 6 回新株予約権の払込完了に関するお知らせ
- 平成 21 年 12 月 4 日開示：第 5 回新株予約権の取得に関するお知らせ
- 平成 22 年 5 月 27 日開示：資金使途の変更に関するお知らせ